

守口市事業活動継続支援金給付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を支えすることを目的とする守口市事業活動継続支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業等 次号に規定する法人及び第3号に規定する個人をいう。
- （2） 法人 次のアからカまでに掲げる法人（イからカまでに掲げる法人にあつては、職員、社員又は使用人の数が100人以下であるものに限る。）をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第12項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者である法人
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- （3） 個人 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者である個人事業主をいう。
- （4） 市内事業者 守口市内に事業所を有している法人及び個人をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付の対象となる中小企業等（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 令和2年3月31日（以下「基準日」という。）時点において営業の実態がある市内事業者であること。
 - (2) 法人にあっては基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書をいう。）、個人にあっては令和元年分の確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。）を提出している市内事業者であること。ただし、申請日まで確定申告期限が到来していない又は確定申告の義務がない市内事業者にあっては、この限りでない。
 - (3) 令和2年4月の売上額又は同月及び同年5月の月ごとの売上額の平均額（以下「対象売上平均額」という。）が、次のアからオまでに掲げる市内事業者の区分に応じ、当該アからオまでに定める額と比べて30パーセント以上50パーセント未満減少していること。
 - ア 事業を開始した日（以下「開業日」という。）が平成31年4月1日以前である市内事業者 平成31年4月の売上額（対象売上平均額を用いる場合にあっては、平成31年4月及び令和元年5月の月ごとの売上額の平均額）
 - イ 開業日が平成31年4月2日から令和元年11月1日までである市内事業者 開業日の属する月の翌月（開業日が月の初日であるときは、開業日の属する月。以下同じ。）から令和元年12月までの月ごとの売上額の平均額
 - ウ 開業日が令和元年11月2日から同年12月1日までである市内事業者 令和元年12月の売上額
 - エ 開業日が令和元年12月2日から令和2年2月1日までである市内事業者 開業日の属する月の翌月から令和2年3月までの月ごとの売上額の平均額
 - オ 開業日が令和2年2月2日から同年3月31日までである市内事業者 令和2年3月の売上額
 - (4) 守口市暴力団排除条例（平成25年守口市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (5) 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第75号）に規定する支援金の支給を受けていないこと。
 - (6) 大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給に関する規則第2条第1号又は第2号に該当しない事業者に対する支援金の支給に関する規則（令和2年大阪府規則第82号）に規定する支援金の支給を受けていないこと。
- （支援金の額等）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる給付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法人 30万円

(2) 個人 15万円

2 支援金の給付は、1 給付対象者当たり 1 回に限る。

3 支援金は、予算の範囲内において給付対象者に給付する。

(支援金の申請期間)

第5条 支援金の申請期間は、令和2年8月3日から同年9月30日までの間とする。

(支援金の給付の申請)

第6条 支援金の給付を申請しようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、前条の期間内に、守口市事業活動継続支援金申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請者が法人であるときは、申請書に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書

(2) 営業実態が確認できる書類

(3) 売上の減少が確認できる書類

(4) 本人確認書類

(5) 口座情報が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 個人が支援金の給付を申請しようとするときは、行政書士その他の市長が認める専門家（以下「専門家」という。）による申請書類の事前確認を受けた上で、申請書及び前項各号に掲げる書類に専門家による申請書類事前確認書を添えて提出することができる。ただし、申請者が専門家である場合には、この限りでない。

3 個人が前項の専門家による申請書類事前確認書を提出した場合において、専門家による申請書類の事前確認に費用が生じたときは、市長は、別に定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

(支援金の給付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の給付決定を行い、支援金を支払うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金の給付が不适当と認めるときは、支援金の不給付決定を行い、守口市事業活動継続支援金不給付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（支援金の給付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の支援金の給付決定を行った中小企業等（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽その他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。

（2）申請の要件に該当しない事実が支援金の給付決定後に発覚したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金を既に給付決定者に給付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第10条 市長は、支援金の給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援金の給付に関する調査等を実施することとし、申請者及び給付決定者はその調査等に応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、商工主管部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

守口市事業活動継続支援金募集要領（案）

1 目的

この支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や営業自粛等による売上減少等で経営に深刻な影響が生じている市内の中小企業等に対し、家賃等の固定費その他の事業の継続に必要な経費の支出を支援し、事業継続を下支えすることを目的とするものです。

2 給付対象者

支援金の給付対象者は次のとおりです。ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（以下「みなし大企業^{※1}」という。）や構成員の共益を目的とする事業を主とする法人、同業者の共同利益の追求を目的とする法人、国又は地方公共団体が出資する法人^{※2}は対象となりません。

（1） 法人

- ・ 中小法人 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する法人
- ・ その他法人 従業員 100 人以下の次の法人
 NPO 法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人

（2） 個人

中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に規定する個人事業主

※1 みなし大企業とは 次に掲げる法人をいいます。

- （1） 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している法人
- （2） 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している法人

※2 国又は地方公共団体が出資する法人とは

国又は地方公共団体から金額の多寡を問わず支出を受けているなど国又は地方公共団体において出資法人等（外郭団体、第三セクター含む）として定義されている法人

3 支援金の給付^{※3}

- （1） 法人 30 万円
- （2） 個人 15 万円

※3 支援金の給付

予算の範囲内において実施し、1 給付対象者につき 1 回となります。

4 給付要件

令和2年3月31日（以下「基準日」という。）以前に設立・開業をし、営業実態がある市内の法人及び個人で、下記の（１）～（４）の要件を全て満たすことが必要です。

- （１） 基準日時点で守口市内に事業所^{※４}を有していること。
- （２） 次の確定申告書^{※５}を申請日までに提出していること。ただし、確定申告期限が到来していない又はその義務がない場合は除く。
 - ・法人 基準日以前の直近の決算期の属する事業年度における確定申告書（以下「直近の確定申告書」という。）
 - ・個人 令和元年分の確定申告書
- （３） 令和2年4月の売上^{※６}額又は同年4月及び5月の平均月間売上額が、前年同期間比^{※７}で30%以上50%未満減少していること。
- （４） 大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金をいずれも受給していないこと。

※４ 事業所とは

継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び設備を有する拠点となる場所（事務所等）をいいます。自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

※５ 確定申告書とは

法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書を、個人においては、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書を指します。以下同様です。

※６ 売上とは

法人においては、確定申告書の法人事業概況説明書の「売上（収入）金額」に記載の金額をいいます。法人のうち、確定申告書のないNPO法人等の公益法人等は「経常収益に相当するもの」とします。

個人については、原則、確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の「事業」欄（ア）に記載されている金額をいいます。ただし、売上が「事業」欄ではなく「給与」欄（カ）又は「雑所得」欄（ク）に記載されている場合は、継続的に事業活動（申請にかかる事業に限ります。）を行っていることが証明できる書類及び理由書を提出してください。審査の結果、「事業収入」とであると認められた場合に限り、本支援金の給付対象とします。

※７ 前年同期間比とは

確定申告書の添付書類等挙証資料に記載されている平成31年4月と令和2年4月の売上額又は平成31年4月と令和元年5月の月間平均売上額と令和2年4月と5月の月間平均売上額を比較します。なお、複数の事業を実施している場合、対象事業だけではなく全事業をもって売上を判断します。なお、平成31年4月2日以降に設立・開業をした場合^{※８}は、次ページの表のとおりとします。

設立・開業日	比較元対象月	比較先対象月
H31. 4. 2～R1. 11. 1	開業日の翌月～R1. 12 までの平均月間売上額	次の売上額のいずれか (1) R2. 4 の売上額 (2) R2. 4～5 の平均月間売上額
R1. 11. 2～R1. 12. 1	R1. 12 の売上額	
R1. 12. 2～R2. 2. 1	開業日の翌月～R2. 3 までの平均月間売上額	
R2. 2. 2～R2. 3. 31	R2. 3 の売上額	

※8 平成 31 年 4 月 2 日以降に設立・開業をした場合

平成 31 年 4 月又は 4 月と 5 月にやむを得ない理由により休業した場合を含みます。この場合の売上については、上の表の設立・開業日を事業再開日に読み替えて比較します。その場合、休業により事業運営できなかった事実を証明できる資料を添付してください。

【留意事項】

次のような反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

- (1) 法人が、暴力団（守口市暴力団排除条例（平成 25 年守口市条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する規定事務所をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条例第 2 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

5 申請手続き

(1) 申請期間

令和 2 年 8 月 3 日（月）から同年 9 月 30 日（水）まで

(2) 申請方法

申請は、窓口受付のみとなります。

令和 2 年 8 月 3 日（月）から同月 14 日（金）までは完全予約制となります。

【受付場所】

- ・守口市役所 1 階市民会議室 103（守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号）

(3) 申請書類の取扱い

申請書類の提出には、「申請に必要な書類」が全て必要です。申請書類に不足や記載漏れ等の不備がある場合は、郵送又は電話にて資料の追加依頼、修正等をお伝えします。

この場合、必要な修正を行った上で再提出していただくことになります。（「守口市事業継続支援金申請書」など、申請書類の一部のみを提出された場合も該当します。）

(4) 専門家による申請書類の事前確認【個人のみ】

個人の方は、支援金に係る申請に必要な書類を全て準備していただいた後、以下の専門家による申請書類の事前確認を受けていただくことができます。その場合、専門家による申請書類事前確認書の専門家記載欄に確認内容を記入してもらってください。なお、申請者は、主たる事務所の所在地と屋号・代表者氏名を記入してください。

専門家による申請書類の事前確認の費用は、一定の額を守口市が別に措置することとしており、申請者が専門家に対し、当該確認による謝礼等をご負担いただく必要はありません。この旨は、守口市から各専門家で構成されている団体に依頼済みです。ただし、申請書類の代理作成等を専門家に依頼した場合などは、申請者の負担になりますので、注意してください。

【対象となる専門家】

行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、弁護士

6 支援金の給付

(1) 支援金の給付の決定、通知

ア 審査の結果、給付の決定が認められた場合

支援金の給付決定の通知は、支援金の入金をもって通知とします。

イ 審査の結果、給付が不相当と認められた場合

支援金の不給付決定を行い、守口市事業活動継続支援金不給付決定通知書により、申請者に通知します。

(2) 支援金の給付

支援金は、申請時に指定された金融機関口座に振り込みます。

7 その他

- (1) 支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚したとき等は、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、申請者が既に支援金の給付を受けている場合は、市に返還していただきます。
- (2) 支援金の給付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて市は、事業所の実活動状況等に関する調査等を実施することがあります。
- (3) 市は、申請書類に掲載された情報を守口市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察本部に照会することがあります。
- (4) 市は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (5) 大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金をいずれも受給していないことを確認するため、本支援金の申請書類に記載された情報を、大阪府が保有する休業要請支援金、休業要請外支援金の申請書類に記載された情報と照合します。
- (6) 個人情報の取扱いに関して、支援金の審査・給付・給付後の調査に関する事務に限り、市が使用すること、また、大阪府及び市が一部事業委託している事業者と共有することがあります。

8 問合せ

支援金の申請等に関する問合せ先として、コールセンターを開設しています。

守口市事業活動継続支援金コールセンター

【開設時間】 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで（土曜日・日曜日、祝日を除く。）

【電話番号】 0 6 - 6 9 9 4 - 7 3 0 1

申請に必要な書類（法人の場合）

1 <法人用>守口市事業活動継続支援金申請書【必須】

必要事項を全て記入の上、押印（代表者印）してください。

申請書類は、7月27日以降ホームページに掲載します。申請受付を開始する8月3日以降は、守口市役所1階市民会議室103号室の支援金受付窓口でも配付します。また、市内各コミュニティセンター（7月27日以降）にも配架しています。

2 誓約書兼同意書【必須】

誓約書の最下部にある所在地、法人名及び代表者の欄に必ず押印（代表者印）をお願いします。

3 令和2年3月31日以前から営業活動を行っていることがわかる書類【必須】

(1) 直近の確定申告書の写し※⁹【ア及びイの全て】

- ア 法人税確定申告書別表一（一）の写し
- イ 法人事業概況説明書（表・裏の両方）の写し

【留意事項】

提出に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。
- (2) 確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」の記載があるものは受信通知の添付は不要です。
- (3) 受付印がない確定申告書がある場合は、次の書類のいずれかを提出してください。
 - ア 納税証明書（その2）：税務署発行
 - イ 事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）
 - ウ 住民税申告書の写し（市区町村の受付印のあるもの）
 - エ 課税（所得）証明書：市区町村発行
 - オ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）：法務局発行

※9 直近の確定申告書の写し

申請日時時点で確定申告期限が到来していない場合、確定申告の義務がない場合は、(2)を提出してください。また、NPO法人等のその他法人で確定申告書がない公益法人等は、事業活動収支計算書、正味財産計算書等確定申告書に代わる事業活動を行っていることがわかる書類を提出してください。

なお、写しがない場合は、所管税務署において「保有個人情報開示請求」にて、
手続をお願いします。以下のURL又は右のQRコードからアクセスしてください。

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojin.joho/03.htm>



(2) 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）【該当法人のみ。法務局発行】

申請日時点で確定申告期限が到来していない場合や確定申告の義務のない場合に提出してください。

(3) 営業に関する許認可証等の写し【該当法人のみ】

事業所の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合は、必ず全て提出してください。

(例) 飲食店営業許可書、風俗営業許可、深夜酒類営業届、公益法人等の設立許認可書

(4) 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し^{※10}【いずれか必須】

ア 所有の場合：登記事項証明書（登記簿謄本）

イ 賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

※10 賃貸借契約書の写し

貸主・借主、契約期間（更新条項を含む）、対象物件（建物の名称・所在地）、賃料等が記載された賃貸者契約等が締結されていることが確認できる部分の写しを提出してください。必ず、契約者（借主）の住所、署名捺印（又は記名押印）が分かるものを提出してください。また、転賃借している場合は、賃貸者契約書の写し以外に、転賃貸の事実が分かる書面（契約書等）を提出してください。

4 売上の減少が確認できる書類【必須】

「4 対象要件(3)」に規定する該当月の売上額の証憑書類として次の帳簿等^{※11}の写しを提出してください。

(1) 比較元対象月（平成31年4月分等）の売上額が記載された帳簿等

(2) 比較先対象月（令和2年4月分等）の売上額が記載された帳簿等

※11 帳簿等

原則、法人事業概況説明書（裏面）の売上（収入）金額により確認いたします。未決算である場合や法人事業概況説明書に月ごとの記載がない場合、確定申告書の提出の義務がない場合等は、該当月の損益計算書、試算表、総勘定元帳等により、売上額を確認いたします。

設立・開業日	比較元対象月	比較先対象月
～H31. 4. 1	H31. 4 の売上額	R2. 4 の売上額
	H31. 4～5 の平均月間売上額	R2. 4～5 の平均月間売上額
H31. 4. 2～R1. 11. 1	開業日の翌月～R1. 12 までの平均月間売上額	次の売上額のいずれか (1) R2. 4 の売上額 (2) R2. 4～5 の平均月間売上額
R1. 11. 2～R1. 12. 1	R1. 12 の売上額	
R1. 12. 2～R2. 2. 1	開業日の翌月～R2. 3 までの平均月間売上額	
R2. 2. 2～R2. 3. 31	R2. 3 の売上額	

5 本人確認書類【必須】

法人の代表者に対する本人確認のために、次のいずれかの写しを提出してください。なお、有効期限があるものについては、有効期限内のものとしします。

(1) 次のいずれか1点での確認

- ア 運転免許証（表・裏の両面）又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降分。表・裏の両面）
- イ 旅券（パスポート。顔写真記載ページと所持人記入欄ページ）
- ウ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか（住所、氏名、生年月日が記載されている面）
- エ 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの。表面）
- オ マイナンバーカード（表面）
- カ 在留カード（表・裏の両面）
- キ 特別永住者証明書（表・裏の両面）
- ク 外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のもの。表・裏の両面）

(2) 次のいずれか2点での確認

- ア 住民基本台帳カード（顔写真なしのもの。表面）
- イ 公的医療保険の被保険者証（住所、氏名、生年月日が記載されている面）
- ウ 年金手帳（氏名、生年月日の記載ページ）
- エ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか

6 口座情報が確認できる書類【必須】

- (1) 法人の代表者名義の金融機関（申請書記載の金融機関と同じもの）の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きのコピー）を必ず提出してください。
- (2) ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。

申請に必要な書類（個人の場合）

1 ＜個人事業主用＞ 守口市事業活動継続支援金申請書【必須】

必要事項を全て記入の上、押印（実印）してください。

申請書類は、7月27日以降ホームページに掲載します。申請受付を開始する8月3日以降は、守口市役所1階市民会議室103号室の支援金受付窓口でも配付します。また、市内各コミュニティセンター（7月27日以降）にも配架しています。

2 誓約書兼同意書【必須】

誓約書の最下部にある所在地、屋号及び代表者の欄に必ず押印（実印）をお願いします。

3 令和2年3月31日以前から営業活動を行っていることがわかる書類【必須】

(1) 令和元年分の確定申告書等の写し※12【ア及びイの全て】

ア 確定申告書B第一表・第二表の写し

イ 所得税青色申告決算書、白色申告収支内訳書のいずれかの写し

【留意事項】

提出に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。
- (2) 確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」の記載があるものは受信通知の添付は不要です。
- (3) 受付印がない確定申告書がある場合は、次の書類のいずれかを提出してください。
 - ア 納税証明書（その2）：税務署発行
 - イ 事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）
 - ウ 住民税申告書の写し（市区町村の受付印のあるもの）
 - エ 課税（所得）証明書：市区町村発行
 - オ 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し

※12 令和元年分の確定申告書等の写し

白色申告の収支内訳書がない場合は、イの提出は必要ありません。また、令和2年1月1日以降開業の場合、確定申告の義務がない場合は、確定申告書（アとイ）については、提出不要です。その代わりに（2）を提出してください。

なお、写しがない場合は、所管税務署において「保有個人情報開示請求」にて、
手続をお願いします。以下のURL又は右のQRコードからアクセスしてください。

<https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm>



(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し【該当者のみ】

令和2年1月1日以降開業の場合や確定申告の義務のない場合に提出してください。

(3) 営業に関する許認可証等の写し【該当者のみ】

事業所の運営に当たり、法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合は、必ず全て提出してください。

(例) 飲食店営業許可書、風俗営業許可、深夜酒類営業届

(4) 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し^{※13}【いずれか必須】

ア 所有の場合：登記事項証明書（登記簿謄本）

イ 賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

※13 賃貸借契約書の写し

貸主・借主、契約期間（更新条項を含む）、対象物件（建物の名称・所在地）、賃料等が記載された賃貸者契約等が締結されていることが確認できる部分の写しを提出してください。必ず、契約者（借主）の住所、署名捺印（又は記名押印）が分かるものを提出してください。また、転賃借している場合は、賃貸者契約書の写し以外に、転賃貸の事実が分かる書面（契約書等）を提出してください。

4 売上の減少が確認できる書類【必須】

「4 対象要件(3)」に規定する該当月の売上額の証憑書類として次の帳簿等^{※14}の写しを提出してください。

(1) 比較元対象月（平成31年4月分等）の売上額が記載された帳簿等

(2) 比較先対象月（令和2年4月分等）の売上額が記載された帳簿等

※14 帳簿等

原則、所得税青色申告決算書の売上（収入）金額により確認いたします。未決算である場合や青色申告対象外の場合、確定申告書の提出の義務がない場合等は、該当月の損益計算書、試算表、総勘定元帳等により、売上額を確認いたします。

開業日	比較元対象月	比較先対象月
～H31. 4. 1	H31. 4 の売上額	R2. 4 の売上額
	H31. 4～5 の平均月間売上額	R2. 4～5 の平均月間売上額
H31. 4. 2～R1. 11. 1	開業日の翌月～R1. 12 までの平均月間売上額	次の売上額のいずれか (1) R2. 4 の売上額 (2) R2. 4～5 の平均月間売上額
R1. 11. 2～R1. 12. 1	R1. 12 の売上額	
R1. 12. 2～R2. 2. 1	開業日の翌月～R2. 3 までの平均月間売上額	
R2. 2. 2～R2. 3. 31	R2. 3 の売上額	

5 本人確認書類【必須】

個人に対する本人確認のために、次のいずれかの写しを提出してください。なお、有効期限があるものについては、有効期限内のものとしします。

(1) 次のいずれか1点での確認

- ア 運転免許証（表・裏の両面）又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降分。表・裏の両面）
- イ 旅券（パスポート。顔写真記載ページと所持人記入欄ページ）
- ウ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか（住所、氏名、生年月日が記載されている面）
- エ 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの。表面）
- オ マイナンバーカード（表面）
- カ 在留カード（表・裏の両面）
- キ 特別永住者証明書（表・裏の両面）
- ク 外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のもの。表・裏の両面）

(2) 次のいずれか2点での確認

- ア 住民基本台帳カード（顔写真なしのもの。表面）
- イ 公的医療保険の被保険者証（住所、氏名、生年月日が記載されている面）
- ウ 年金手帳（氏名、生年月日の記載ページ）
- エ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか

6 口座情報が確認できる書類【必須】

- (1) 個人事業主名義の金融機関（申請書（様式1）記載の金融機関と同じもの）の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きのコピー）を必ず提出してください。
- (2) ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。

7 専門家による申請確認書類【任意】

守口市事業活動継続支援金の申請に係る必要書類を全て揃えたうえで、専門家による申請書類の事前確認（4ページ参照）を受けていただき、専門家による申請書類事前確認書の専門記載欄に確認内容を記入してもらってください。

申請者は、主たる事務所の所在地と屋号・代表者氏名を記入してください。

守口市長 様

未定稿

(申請者)

〒

主たる事業所所在地

屋号

代表者

印

電話番号

E - Mail

守口市事業活動継続支援金申請書

守口市事業活動継続支援金給付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、守口市事業活動継続支援金の給付を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

ふりがな		代表者 生年月日	年 月 日
代表者氏名			
代表者住所※1	〒 -		
中小企業基本法 上の業種	☐ 製造業その他 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業		
常時雇用する 従業員数	人	開業年月日	年 月 日

2. 守口市内に所在する事業所に関する情報

事業所の 情報※2	名称※1	
	所在地※1	〒 -
	所有・賃貸の別	☐ 所有 ☐ 賃貸
	業態	

※1 主たる事業所と代表者住所又は守口市内に所在する事業所が同一の場合「同上」と記入

※2 市内事業所数が2事業所以上の場合は、【2.守口市内に所在する事業所に関する情報】に任意の事業所の情報を記入

未定稿

3. 支援金振込口座に関する情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種目		口座番号	
振込先名義※3 (カタカナ)			

4. 売上額の減少

(1) 令和2年4月と比較する場合

令和 2 年 4 月の売上額 (a)	円
比較対象期間の売上額 (b) ※ <u>該当する比較売上額の項目に ☒ をつけてください。</u> ☐ 平成 31 年 4 月の売上額 ☐ (平成 31 年 4 月 2 日から令和元年 11 月 1 日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ※4 から令和元年 12 月までの平均月間売上額 ☐ (令和元年 11 月 2 日から同年 12 月 1 日までに開業) 令和元年 12 月の売上額 ☐ (令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 2 月 1 日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ※4 から令和 2 年 3 月までの平均月間売上額 ☐ (令和 2 年 2 月 2 日から同年 3 月 31 日までに開業) 令和 2 年 3 月の売上額	円
売上額の減少率 $(b-a) \div b \times 100$ ※5,6	%

※6 売上の減少率が 30%以上 50%未満であることが必要

(2)令和2年4月と5月の平均と比較する場合

令和2年4月と5月の平均月間売上額（a）	円
比較対象期間の売上額（b）※該当する比較売上額の項目に ☒ をつけてください。 ☐ 平成31年4月と令和元年5月の平均月間売上額 ☐ （平成31年4月2日から令和元年11月1日までに開業）開業日の属する月の翌月※4 から令和元年12月までの平均月間売上額 ☐ （令和元年11月2日から同年12月1日までに開業）令和元年12月の売上額 ☐ （令和元年12月2日から令和2年2月1日までに開業）開業日の属する月の翌月※4 から令和2年3月までの平均月間売上額 ☐ （令和2年2月2日から同年3月31日までに開業）令和2年3月の売上額	円
売上額の減少率（b-a）÷ b × 100 ※5,6	%

※6 売上の減少率が 30%以上 50%未満であることが必要

未定稿

誓約書兼同意書

私は、「守口市事業活動継続支援金」の給付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

私は、給付要件を全て満たしています。	☐
申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に応じます。	☐
守口市から調査・検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
私は、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）ではありません。	☐
大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金の支給を受けていません。	☐
大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金を受給していないことを確認するため、本支援金の申請書類に記載された情報を、大阪府の保有情報と照合することに同意します。	☐
申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。	☐
個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・給付に関する事務に限り、守口市が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意します。	☐
業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。 （許可等が必要のない業種については、添付がなくてもチェックを入れてください）	☐
申請書類に記載された情報を、守口市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。	☐
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、守口市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	☐

令和 年 月 日

守口市長 様

所 在 地 _____

屋 号 _____

代表者 _____ 印

※実印を押印ください。

<個人事業主用>

受付番号【K— 】

未定稿

専門家による申請書類事前確認書

申請書提出日 令和2年__月__日

所在地

屋号

代表者氏名

【必要書類の確認】

- ☐ <個人事業主用> 守口市事業活動継続支援金申請書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 令和元年分の確定申告書等（写し）※1
（※1 令和2年1月1日以降開業の場合、確定申告の義務がない場合は開業届の写しを提出）
- ☐ 事業に関する許可証等（該当業種のみ）（写し）
- ☐ 平成31年4月及び令和2年4月の売上を示す帳簿等（全事業）（写し）
（募集要領に規定されたその他の比較パターンの場合、該当期間の売上を示す帳簿等）
- ☐ 事業所の不動産登記事項証明書（登記簿謄本）または賃貸借契約書（写し）
- ☐ 本人確認書類（写し）
- ☐ 振込先通帳等（写し）
（□その他、市が求める書類や申請内容を補足する書類等）

【要件の確認】

- ☐ 守口市内に事業所を有していること
- ☐ 募集要領に規定する「売上額 30%以上 50%未満の減少」
- ☐ 大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金の支給を受けた事業者でないこと

【助言・支援した事項】

私は守口市事業活動継続支援金給付要綱第6条第2項に規定する専門家※2による申請書類の事前確認として上記申請者の申請書類、添付書類及び申請要件の確認を行いました。

確認日 令和2年__月__日

専門家住所（事務所の住所）

専門家連絡先（電話番号またはメールアドレス）

専門家氏名

☐行政書士 ☐公認会計士 ☐税理士 ☐中小企業診断士 ☐司法書士 ☐弁護士

行政書士登録番号									
公認会計士登録番号									
税理士登録番号									
中小企業診断士登録番号									
司法書士登録番号									
弁護士登録番号									

※2 専門家の方は、この確認書の署名後にコピーを取り、市の事業活動継続支援金の申請受付期間終了後に、請求書様式（市ホームページからダウンロードできます。）とともに市が指定する宛先に送付してください。なお上記登録番号については右詰めで御記入願います。

未定稿

同意書

私は、「守口市事業活動継続支援金」の給付を申請するに当たり、大阪府が守口市に対し、大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金の受給状況を提供することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地 _____

屋 号 _____

代表者 _____ 印

※実印を押印ください。

守口市長 様

未定稿

(申請者)

〒●●●-●●●

主たる事業所所在地 門真市●●町 3-3-3

屋号 守口屋

代表者 代表 守口 次郎 印

電話番号 ●●●●●●●●●●

E-mail ●●●●@●●●●.j p

代表者の名称があれば記入ください。
例 代表

実印を押印

守口市事業活動継続支援金申請書

守口市事業活動継続支援金給付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり、守口市事業活動継続支援金の給付を申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

2. 申請者の情報

ふりがな	もりぐち じろう		
代表者氏名	守口 次郎	小 売 業：(例) 食料品売場・ドラッグストア・衣料品店 等 サービス業：(例) 理美容室・病院・飲食店 等 ※業種が分からない場合は、中小企業庁 HPFAQ「中小企業の定義について」を参照ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4	
代表者住所※1	〒●●●-●●● 大阪府守口市●●町 3-3-3		
中小企業基本法上の業種	☐ 製造業その他 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業		
常時雇用する従業員数	5 人	開業年月日	年 月 日

店舗名等を記入してください。

2. 守口市内に所在する事業所に関する情報

事業所の情報※2	名称※1	守口次郎食堂	「常時雇用する従業員」とは、労働基準法の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をさします。 パート、アルバイト、派遣職員、契約社員、非正規社員及び出向者も含まれる場合があります。 詳しくは、中小企業庁 HP FAQ Q3 を参照ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3
	所在地※1	〒●●●-●●● 大阪府守口市●●町 4-4-4	
	所有・賃貸の別	☐ 所有 ☐ 賃貸	
	業態	煮物食堂	

事業内容が分かるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※1 主たる事業所と代表者住所又は守口市内に所在する事業所が同一の場合「同上」と記入

※2 市内事業所数が2事業所以上の場合は、【2.守口市内に所在する事業所に関する情報】に任意の事業所の情報を記入

※「3. 支援金振込口座に関する情報」に誤りがある場合、給付に遅れが生じますので、再度ご確認ください。

未定稿

3. 支援金振込口座に関する情報

ゆうちょ銀行もご指定いただけますが、記載方法が複雑ですので、下記リンクを参照いただき、ご注意ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html

金融機関名	●●銀行	金融機関コード	●●●●														
支店名	●●支店	支店コード	●●●														
預金種目	普通	口座番号	●●●●●●●●●●														
振込先名義 ^{※3} (カタカナ)	モ	リ	ク	ゝ	チ	ヤ	モ	リ	ク	ゝ	チ	シ	ゝ	ロ	ウ		

※3 濁点、半濁点、()、は一字として記入

4. 売上額の減少

(1) 令和2年4月と比較する場合

口座名義人が、代表者と違う場合は、別紙委任状を提出してください。

令和2年4月の売上額 (a)	円
比較対象期間の売上額 (b) ※該当する比較売上額の項目に☑をつけてください。	
☐ 平成31年4月の売上額	
☐ (平成31年4月2日から令和元年11月1日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ^{※4} から令和元年12月までの平均月間売上額	
☐ (令和元年11月2日から同年12月1日までに開業) 令和元年12月の売上額	
☐ (令和元年12月2日から令和2年2月1日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ^{※4} から令和2年3月までの平均月間売上額	
☐ (令和2年2月2日から同年3月31日までに開業) 令和2年3月の売上額	
売上額の減少率 $(b-a) \div b \times 100$ ^{※5,6}	

開業日が月の初日以外
例 開業日が7月3日の場合
→8月からの売上
開業日が月の初日
例 開業日が7月1日の場合
→7月からの売上

※4 開業日が月の初日の場合は、開業日の属する月

※5 小数点第2位を切り捨て

※6 売上の減少率が30%以上50%未満であることが必要

(2) 令和2年4月と5月の平均と比較する場合

令和2年4月と5月の平均月間売上額 (a)	円
比較対象期間の売上額 (b) ※該当する比較売上額の項目に☑をつけてください。	
☐ 平成31年4月と令和元年5月の平均月間売上額	
☐ (平成31年4月2日から令和元年11月1日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ^{※4} から令和元年12月までの平均月間売上額	
☐ (令和元年11月2日から同年12月1日までに開業) 令和元年12月の売上額	
☐ (令和元年12月2日から令和2年2月1日までに開業) 開業日の属する月の翌月 ^{※4} から令和2年3月までの平均月間売上額	
☐ (令和2年2月2日から同年3月31日までに開業) 令和2年3月の売上額	円
売上額の減少率 $(b-a) \div b \times 100$ ^{※5,6}	%

※4 開業日が月の初日の場合は、開業日の属する月

※5 小数点第2位を切り捨て

※6 売上の減少率が30%以上50%未満であることが必要

未定稿

誓約書兼同意書

私は、「守口市事業活動継続支援金」の給付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

募集要項 P2 の
「4 給付要件」をご確
認ください。

記

全ての項目にチェックがない場合は、
給付要件を満たしません。
全項目を確認のうえ、チェックしてください。

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

私は、給付要件を全て満たしています。	☐
申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に応じます。	☐
守口市から調査・検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	☐
私は、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）ではありません。	☐
大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金の支給を受けていません。	☐
大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金を受給していないことを確認するため、本支援金の申請書類に記載された情報を、大阪府の保有情報と照合することに同意します。	☐
申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。	☐
個人情報の取り扱いに関して、本支援金の審査・給付に関する事務に限り、守口市が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意します。	☐
業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。 （許可等が必要のない業種については、添付がなくてもチェックを入れてください）	☐
申請書類に記載された情報を、守口市暴力団排除条例第 14 条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。	☐
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、守口市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	☐

令和 年 月 日

守口市長 様

所 在 地 門真市●●町 3-3-3

屋 号 守口屋

代表者 代表 守口 次郎

※実印を押印ください。

忘れずに実印を押印ください。

印

代表者の名称があれば記入ください。
例 代表

未定稿

専門家による申請書類事前確認書

申請者自ら記載してください。

申請書提出日 令和2年__月__日

所在地

屋号

代表者氏名

専門家の方に記載を依頼してください。

【必要書類の確認】

- ☐ <個人事業主用> 守口市事業活動継続支援金申請書
- ☐ 誓約書兼同意書
- ☐ 令和元年分の確定申告書等（写し）※1
（※1 令和2年1月1日以降開業の場合、確定申告の義務がない場合は開業届の写しを提出）
- ☐ 事業に関する許可証等（該当業種のみ）（写し）
- ☐ 平成31年4月及び令和2年4月の売上を示す帳簿等（全事業）（写し）
（募集要領に規定されたその他の比較パターンの場合、該当期間の売上を示す帳簿等）
- ☐ 事業所の不動産登記事項証明書（登記簿謄本）または賃貸借契約書（写し）
- ☐ 本人確認書類（写し）
- ☐ 振込先通帳等（写し）
（□その他、市が求める書類や申請内容を補足する書類等）

【要件の確認】

- ☐ 守口市内に事業所を有していること
- ☐ 募集要領に規定する「売上額 30%以上 50%未満の減少」
- ☐ 大阪府の休業要請支援金、休業要請外支援金の支給を受けた事業者でないこと

【助言・支援した事項】

私は守口市事業活動継続支援金給付要綱第6条第2項に規定する専門家※2による申請書類の事前確認として上記申請者の申請書類、添付書類及び申請要件の確認を行いました。

確認日 令和2年__月__日

専門家住所（事務所の住所）

専門家連絡先（電話番号またはメールアドレス）

専門家氏名

☐行政書士 ☐公認会計士 ☐税理士 ☐中小企業診断士 ☐司法書士 ☐弁護士

行政書士登録番号
公認会計士登録番号
税理士登録番号
中小企業診断士登録番号
司法書士登録番号
弁護士登録番号

※2 専門家の方は、この確認書の署名後にコピーを取り、市の事業活動継続支援金の申請受付期間終了後に、請求書様式（市ホームページからダウンロードできます。）とともに市が指定する宛先に送付してください。なお上記登録番号については右詰めで御記入願います。

未定稿

同意書

私は、「守口市事業活動継続支援金」の給付を申請するに当たり、大阪府が守口市に対し、大阪府の休業要請支援金又は休業要請外支援金の受給状況を提供することに同意します。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所 在 地 門真市●●町 3-3-3

忘れずに実印を押印ください。

屋 号 守口屋

代 表 代 表 守 口 次 郎

印

※実印を押印ください。

代表者の名称があれば記入ください。
例 代表